



令和7年11月21日
中部地方整備局

独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：①極東開発工業株式会社 大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号
及び住所 ②新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市新明和町1番1号
- 指名停止措置期間：①②令和7年11月21日から令和8年1月20日まで（2ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
極東開発工業（株）及び新明和工業（株）は、公正取引委員会により、令和7年9月24日、特定特装車製品の販売価格に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。
- 指名停止措置理由
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、2ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為） 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953-8138